

報 告 事 項

項 目	説 明																														
1 75 歳以上の組合員に対する福祉事業掛金の徴収について	公立学校共済組合では、75 歳以上の組合員について、福祉事業は適用されるものの同事業に係る掛金の徴収を行っていなかったが、75 歳以上の組合員数が大きく増加していること等を理由に、令和 6 年 4 月から、以下のとおり、74 歳未満の組合員と同様に福祉事業に係る掛金を徴収することとなった。 <table><tr><td></td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td></tr><tr><td>75 歳未満</td><td>1000 分の 1.41</td><td>1000 分の 1.41</td></tr><tr><td>75 歳以上</td><td>徴収なし</td><td>1000 分の 1.41</td></tr></table>		令和 5 年度	令和 6 年度	75 歳未満	1000 分の 1.41	1000 分の 1.41	75 歳以上	徴収なし	1000 分の 1.41																					
	令和 5 年度	令和 6 年度																													
75 歳未満	1000 分の 1.41	1000 分の 1.41																													
75 歳以上	徴収なし	1000 分の 1.41																													
2 組合員等の資格取得時等における個人番号の届出について	令和 5 年 9 月 29 日付けで地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令及び地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令が公布され、組合員資格取得時及び被扶養者の認定時に個人番号を届け出ることが義務化された。 これに伴い、令和 5 年 12 月 1 日以後、組合員の資格取得及び被扶養者の認定の際、「組合員等個人番号報告書」を提出いただくこととした。																														
3 脳ドック対象年齢の変更について	令和 6 年度以降、以下のとおり脳ドックの対象年齢を変更する。 【脳ドック事業の対象年齢】 <table><tr><td></td><td>41 歳</td><td>46 歳</td><td>51 歳</td><td>55 歳</td><td>56 歳</td><td>57 歳</td><td>58 歳</td><td>59 歳</td><td>61 歳</td></tr><tr><td>現行</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td colspan="5">この間に 1 回</td><td>-</td></tr><tr><td>令和 6 年度以降</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td></tr></table> ※令和 4 年度に設置した「支部保健事業検討委員会」における令和 4 年 11 月 29 日付けの報告書の提言を受けて、次のとおり見直しを実施し、令和 5 年 2 月 17 日開催の令和 4 年度第 2 回運営審議会にて承認済みである。 ・令和 5 年度に 41 歳を追加（脳血管疾患が高まる 40 歳代の受診機会拡充） ・令和 6 年度から 56 歳に固定（固定化による受診先延ばしの防止） ・令和 6 年度から 61 歳を追加（定年引上げへの対応）		41 歳	46 歳	51 歳	55 歳	56 歳	57 歳	58 歳	59 歳	61 歳	現行	○	○	○	この間に 1 回					-	令和 6 年度以降	○	○	○	-	○	-	-	-	○
	41 歳	46 歳	51 歳	55 歳	56 歳	57 歳	58 歳	59 歳	61 歳																						
現行	○	○	○	この間に 1 回					-																						
令和 6 年度以降	○	○	○	-	○	-	-	-	○																						

項 目	説 明						
4 在職老齢年金における支給停止調整額の改定について	在職老齢年金は、賃金（給与と賞与）と年金の合計額が、支給停止調整額を上回る場合に年金額の全部または一部を支給停止する仕組みとなっている。支給停止調整額は、厚生年金保険法第 46 条第 3 項の規定により、名目賃金の変動に応じて改定され、令和 6 年度は以下のとおりとなる。 <table><tr><td></td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td></tr><tr><td>支給停止調整額</td><td>48 万円</td><td><u>50 万円</u></td></tr></table>		令和 5 年度	令和 6 年度	支給停止調整額	48 万円	<u>50 万円</u>
	令和 5 年度	令和 6 年度					
支給停止調整額	48 万円	<u>50 万円</u>					